

令和元年第10回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和元年11月13日
開催年月日 令和元年11月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 14時01分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
7	小菅 辰彦	第1区域	中井 孝志
8	村田 茂	第2区域	高田 幸好
9	坂上 良資	第3区域	染野 亘志
10	田端 久子	第4区域	齊藤喜久夫

○遅刻委員 な し

○欠席委員

6 高橋 満

議事参与者 事務局長 玉川 真 主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (3) 農地利用集積計画4件について
- (4) その他
 - ・ 次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参集していただきありがとうございます。
ます。

それでは、ただいまから農業委員会を開催いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。長雨の後で晴れて忙しいところお集まりいただきありがとうございます。
ざいます。今年はですね、台風とか異常気象で12月になろうというのにまだ紅葉があるので
なんだか遅れているように感じます。気温も暑かったり寒かったりで非常に体にくると思
いますので気をつけていただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長の席を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席人数は12名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。
また、高橋委員より欠席の届出がありました。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

7番、小菅辰彦委員、8番、村田茂委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議がございませんので、よって、議事録署名人、7番、小菅辰彦委員、8番、村田
茂委員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

11月29日に、皆野町文化会館において、令和元年度秩父地区地域安全大会表彰式に出席し、代表して感謝状をいただきました。

また、11月23日勤労感謝の日に、宝登山神社において、恒例の産業祭が開催され出席いたしました。

また、11月22日に皆野長瀬の農産物の品評会がありました。長瀬の出品者が10名くらいで4名の方が金賞をいただいたようです。この天候が悪い中、立派なものをいただいておりますので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議いたします。

農地法第4条 番号1 ———— 氏より許可申請があった「敷地拡張」への転用について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 農地法第4条番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所・氏名、—————、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、野上下郷字—————、地目は畑、面積は461平方メートルの1筆です。

転用の目的は、敷地拡張で追認です。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、特別養護老人ホームながとろ苑の南に約200mにある場所です。

次に、申請の事由ですが、昭和9年頃より、私の祖父が養蚕小屋及び物置を建て、以来宅地として利用してまいりました。また、平成15年には車庫及び浴室を建築し今に至っております。改めて転用願いたく申請いたしますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況写真をごらんください。土地造成は、461平方メートルです。本件は追認のため、現在お返ししています申請書に、始末書も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域

等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道野上下郷76号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 はい。11月18日に浅見さんと現地を見に行っただけです。私の住んでいるところのそばで、ここはすでに建物が建ってまして問題はないと思います。以上です。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。続いて、農業委員の説明をお願いします。

12番、飯島辰吉委員の説明をお願いします。

○12番飯島辰吉委員 はい。12番の飯嶋です。

21日に浅見さんと一緒に見てまわりました。別に異常はないと思いますのでよろしく願います。

○議長 飯島辰吉氏委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

◎農地法第5条の規定による許可申請2件について

○議長 続いて、議案第2号 農地法5条の規定による許可申請2件について議題とします。

農地法5条番号1、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅に転用するための許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。農地法第5条番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、_____
_____-さん、譲渡人住所・氏名、_____
_____-さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字_____
_____-、地目は畑、面積は
439平方メートルの1筆です。

転用の目的は、自己用住宅となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、_____-区内、落合
眼科医院の西に約150メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在私は家族4人で生活しておりますが、2人の子供が成長し、
家具が増えてきた事から、今の住まいでは手狭に感じるようになりました。住宅建築地を選
定するにあたり、子供の小学校区を変えずに住むことを希望し、いくつか土地を見に行きま
したがなかなか良い物件にめぐりあうことが出来ませんでした。両親に相談したところ該当
地の情報提供があり小学校や後の中学校への通学がしやすく予算も自分達の払える範囲で計
画を進められる土地であった為、住宅建築地に選定し許可申請をする運びとなりましたとい
うことです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、平面図もごらんください。土地造成が439平方
メートルとなります。建築物は、専用住宅1棟、建築面積は52.99平方メートル、排水処理
方法は公共下水道となります。

次に、資金計画は、_____
_____-。現在お返ししており
ます申請書に、原本確認した_____
_____-が添付
されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区
域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、役場から
300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、町道本中
67号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 はい。中井です。21日に農業委員の小菅さんと、事務局の浅見さんと3人で見に行きました。場所は、進入路が確保されてて、他の農地には悪影響がないと思いますのでよろしくをお願いします

○議長 続いて、農業委員の説明をお願いします。

7番、小菅辰彦委員の説明をお願いします。

○7番小菅辰彦委員 7番、小菅です。

21日に浅見さんと中井さんと私で現場を見に行きました。場所は、落合眼科医院から西方向に約200mくらい行ったところで、山の近くに慶養寺っていう寺があるんですけど、そこから少し降りてきたところです。現在境界のところに鉄パイプがしてあって周りがそれを取り囲んで、栗の木が2～3本植えてあります。前は4m位の道路がありますので、特に問題なと思います。よろしくをお願いします。

○議長 小菅辰彦委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて、農地法第5条番号2、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。農地法第5条番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人住所・氏名、———、———さん、譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字———、地目は畑、面積は138平方メートルの1筆です。

転用の目的は、自己用住宅となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、原区内、野上駅の西側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、親元の実家で生活しておりますが近く、婚姻する予定ですので婚姻後の新居として、住宅の建築を考え申請地を住宅用地として利用したい為、申請いたしましたということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図、平面図をごらんください。土地造成が138平方メートルとなります。建築物は、専用住宅1棟、建築面積は41.92平方メートル、排水処理方法は公共下水となります。

次に、資金計画ですが、
_____。
_____。現在お返ししています申請書に、
_____がございましたので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中51号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

続いて、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 はい。21日に浅見さんと現地確認に行きました。進入路はちゃんとしているし、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

3番、福島美知子委員の説明をお願いします。

○3番福島美知子委員 3番、福島です。

中井さんと日にちが合わなかったので19日に事務局の浅見さんと現地調査へ行ってきました。皆さんに説明していただいたとおりなんですけど、現地は宅地のようにブロック塀で囲まれていて、それでいて申請地の裏の畑は雑木が何本か生えてて日陰になるような影響

はないと思います。問題はないと思いますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 福島美知子委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございますか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農用地利用集積計画 4 件について

○議長 つづいて議案第 3 号 農用地利用集積計画 4 件について、議題といたします。

番号 1 から番号 4 について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案第 3 号 農用地利用集積計画について説明いたします。

番号 1、借受人住所・氏名、—————、—————さん、貸付人住所・氏名、—————、—————さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字中野上字—————、地目はいずれも台帳、現況ともに畑。面積は、722平方メートルの 1 筆となります。利用権の種類は、使用貸借権の設定。内容は、露地野菜、始期、存続期間については、令和元年12月20日から令和6年12月19日までの 5 年間です。こちらの農用地利用集積は、継続案件で、再設定となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、—————区内、和田農園の北側の場所でございます。

なお、借受人は、既に利用集積計画を決定し、利用権設定している農地については適切に管理していることを確認しております。

以上で説明を終わります。

つづきまして、番号2、借受人住所・氏名、_____、_____さん、
貸付人住所・氏名、_____、_____さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字中野上字_____、_____、_____、_____、
地目はいずれも台帳、現況ともにすべて畑。面積は、1,176、1,031、621、755の合計3,583
平方メートルの4筆となります。利用権の種類は、使用貸借権の設定。内容は、露地野菜、
始期、存続期間については、令和元年12月20日から令和6年12月19日までの5年間です。こ
ちらの農用地利用集積は、継続案件で、再設定となります。

2枚目に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、_____区内、
本・中野上地区コミュニティ消防センターの南側の場所でございます。

なお、借受人は、既に利用集積計画を決定し、利用権設定している農地については適切に
管理していることを確認しております。

つづきまして、番号3、借受人住所・氏名、_____、_____、
_____さん、貸付人住所・氏名、_____、
_____さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字中野上字_____、_____、_____、_____、
_____、_____、_____、地目はいずれも台帳、現況ともにすべて畑。面積は、382、786、
124、707、872、504、の合計3,375平方メートルの6筆となります。利用権の種類は、賃借
権の設定。内容は、こんにゃく栽培、始期、存続期間については、令和元年12月20日から令
和4年12月19日までの3年間です。こちらの農用地利用集積は、継続案件で、再設定となり
ます。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、_____区内、長瀬
町保健センターの南側の場所でございます。

なお、借受人は、既に利用集積計画を決定し、利用権設定している農地については適切に
管理していることを確認しております。

つづきまして、番号4、借受人住所・氏名、_____、_____、
_____さん、貸付人住所・氏名、_____、
_____さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字野上下郷字横町_____、_____、_____、_____、
_____、地目はいずれも台帳、現況ともにすべて畑。面積は、234、879、675、753、の合計
2,541平方メートルの4筆となります。利用権の種類は、賃借権の設定。内容は、こんにゃ

く栽培、始期、存続期間については、令和元年12月20日から令和4年12月19日までの3年間です。こちらの農用地利用集積は、継続案件で、再設定となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、宮沢区内、宮沢集落農業センターの南側の場所でございます。

なお、借受人は、既に利用集積計画を決定し、利用権設定している農地については適切に管理していることを確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

番号1は、申し出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、番号1は申し出のとおり決定したいと思います。

つづきまして番号2に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

番号2は、申し出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、番号2は申し出のとおり決定したいと思います。

つづきまして番号3に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

番号3は、申し出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、番号3は申し出のとおり決定したいと思います。

つづきまして番号4に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

番号4は、申し出のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、番号4は申し出のとおり決定したいと思います。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、12月の委員会日程でございます。12月の委員会は、25日水曜日としたいと思いますが、また委員会終了後は新年会を予定しておりますが、時間は午後1時30分からで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 では、12月25日、水曜日、午後1時30分から行います。

事務局から他に何かございますか。

○事務局 先月の農地転用許可の状況でございますが、農地法第4条の1件と農地法第5条の1件につきましては、令和元年11月19日付けで許可となっております。5条のもう1件につきましては県より追加資料の提出依頼があり、対応しており許可が若干遅れております。

以上です。

○議長 以上で本日の議題は終了いたします。これで、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時01分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和元年11月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 小 菅 辰 彦

署名委員 村 田 茂